

会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める

事後備置書類

(株式会社コロブラと株式会社インディゴゲームスタジオとの吸収合併について)

株式会社コロブラ

2021 年 5 月 6 日

株式会社コロプラ（以下、「当社」といいます。）は、当社を吸収合併存続会社、株式会社インディゴゲームスタジオを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）の効力が発生したので、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条の定めに従い、以下のとおり吸収合併等の内容その他法務省令に定める事項を開示いたします。

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

2021 年 5 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項(会社法施行規則第 200 条第 2 号)

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社の株主より、会社法第 784 条の 2 に基づく吸収合併をやめることの請求はありませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

該当事項はございません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はございません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

吸収合併消滅会社においては、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項並びに定款第 5 条に基づき、2021 年 3 月 25 日付けの官報及び電子公告により、債権者に対して、本合併についての異議申述の公告を行いました。所定の期間内に会社法第 789 条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者は存在しませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項(会社法施行規則第 200 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づく簡易合併に該当するため、該当事項はございません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2021 年 4 月 10 日付けで株主に対する通知に代わる公告を行いました。なお、本合併は、当社においては会社法 796 条第 2 項本文の簡易合併に該当するため、当社の株主による会社法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求権は発生しませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項並びに定款第 5 条に基づき、2021 年 3 月 25 日付けの官報及び電子公告により、債権者に対して、本合併についての異議申述の公告を行いました。所定の期間内に会社法第 799 条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者は存在しませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、2021 年 5 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社における資産、負債、契約上の地位及びこれらに附随する権利義務の一切を吸収合併消滅会社より承継いたしました。当社が吸収合併消滅会社から承継した資産の額は 270 百万円（概算値）、負債の額は 259 百万円（概算値）です。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

当社は、会社法第 921 条に定める吸収合併による変更登記申請を効力発生日後速やかに行う予定です。

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

2021 年 4 月 30 日付けで、当社は吸収合併消滅会社の株式を譲渡により取得し、吸収合併消滅会社の完全親会社となりました。

2021 年 5 月 6 日

東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号
株式会社コロプラ
代表取締役社長 馬場 功淳

別紙

会社法第 782 条第 1 項に規定する事前備置書類
(株式会社コロプラとの吸収合併について)

株式会社インディゴゲームスタジオ

2021 年 3 月 26 日

株式会社インディゴゲームスタジオ（以下「当社」といいます。）は、2021年3月17日開催の取締役会において、2021年5月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社とし、株式会社コロプラを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うことを決議し、2021年3月17日に本合併に係る吸収合併契約を締結しましたので、会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

なお、本合併は、吸収合併消滅会社である当社においては会社法第784条第1項に定める略式合併の要件を満たすものとなります。

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号及び第2号）

株式会社コロプラは、効力発生日時点において、当社の発行済株式全部を所有しているため、本合併に際しては合併対価としての株式の発行及び金銭等の交付は行いません。

3. 新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

当社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

（1）株式会社コロプラに関する事項

株式会社コロプラは有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」よりご覧いただけます。

なお、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

（2）当社に関する事項

当社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

5. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本合併効力発生後の株式会社コロプラの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の株式会社コロプラの収益状況及びキャッシュフロ

一の状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本合併後における株式会社コロプラの債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

6. 事前開示開始後の上記各事項の変更（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 6 号）

本事前開示開始日以降、上記各事項に変更がありましたら、ただちに開示いたします。

なお、本書に別紙として添付された写しの内容は原本と相違ありません。

2021 年 3 月 26 日

大阪府大阪市北区堂島一丁目 5 番 30 号

株式会社インディゴゲームスタジオ

代表取締役社長 船水 紀孝

別紙 1 吸収合併契約の内容

吸収合併契約書

株式会社コロプラ（以下「甲」という。）及び株式会社インディゴゲームスタジオ（以下「乙」という。）は、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社として合併を行う（以下「本合併」という。）。

第 2 条（合併をする会社の商号及び住所）

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商号：株式会社コロプラ

住所：東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社インディゴゲームスタジオ

住所：大阪府大阪市北区堂島一丁目 5 番 30 号

第 3 条（合併に際して交付する金銭等及び割当に関する事項）

甲は、第 5 条に定める効力発生日時点において、乙の発行済株式のすべてを所有しているため、本合併に際して、甲の株式又はこれに代わる金銭等の対価を交付しない。

第 4 条（甲の資本金及び準備金の額）

本合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第 5 条（合併の効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021 年 5 月 1 日とする。但し、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

第 6 条（本契約の承認）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本合併を行う。
2. 乙は、同 784 条第 1 項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本合併を行う。

第 7 条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、効力発生日の前日における乙の全ての資産及び負債並びに権利義務の一切を承継する。

第 8 条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行並びに一切の財産の管理及び運営を行う。また、甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め協議し合意の上、これを行う。

第 9 条（従業員の引継）

甲は、効力発生日において、乙の従業員全員を甲の従業員として引き続き雇用するものとし、従業員に関する処遇については、甲乙協議の上、これを決定する。

第 10 条（合併条件の変更及び契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの期間に、不可抗力その他の事由により甲及び乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議し、合意の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 11 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2021 年 3 月 17 日

甲：東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号
株式会社コロプラ
代表取締役社長 馬場 功淳

乙：大阪府大阪市北区堂島一丁目 5 番 30 号
株式会社インディゴゲームスタジオ
代表取締役社長 船水 紀孝